

○山梨県公安委員会及び山梨県警察における情報公開条例審査基準の制定について

〔令和 7 年 5 月 1 5 日〕
〔例規甲（務企）第 3 9 号〕

山梨県公安委員会及び山梨県警察 における情報公開条例審査基準

山梨県公安委員会・山梨県警察

第1 趣旨

第2 基本事項

- 1 開示・不開示の基本的考え方
- 2 不開示情報の取扱い
- 3 不開示情報の類型
- 4 条例第8条各号の「公にすること」
- 5 不開示情報該当性の判断の時点

第3 不開示情報

- 1 条例第8条第1号（個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準
- 2 条例第8条第2号（法人等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準
- 3 条例第8条第3号（法令等の規定又は法的拘束力のある指示に係る情報）に基づき不開示とする情報の基準
- 4 条例第8条第4号（犯罪の予防等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準
- 5 条例第8条第5号（審議、検討等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準
- 6 条例第8条第6号（事務、事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

第4 部分開示

- 1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）
- 2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

第5 行政文書の存否に関する情報についての基準

- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」
- 2 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

第6 代表的な文書類ごとの基準

- 1 公安委員会会議録
- 2 会計支出文書
- 3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書
- 4 他県警察等から取得した犯罪等の事件に関する通報書等（いわゆる事件通報、協議書等）
- 5 「訴訟に関する書類」について

第1 趣旨

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請に応える観点からも、情報の公開は重要なことである。

本審査基準は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）に基づき、山梨県公安委員会及び山梨県警察本部長が行う行政文書の開示・不開示の決定に際して、準拠すべき条例の解釈及び運用の基準・具体例を示し、もって個人情報の保護及び公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。開示・不開示の判断に当たっては、山梨県情報公開条例の解釈及び運用基準（令和3年9月15日付け、行管第1807号）によるほか、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該行政文書に記載されている情報の内容等に即し、かつ、条例の規定の趣旨に沿って個々具体的に判断しなければならない。また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第2 基本事項

1 開示・不開示の基本的考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし県民の県政への理解と信頼を一段と深めるとともに、県民が県政に関する情報を的確に知る権利の尊重に資することにより、県民参画の開かれた県政を一層推進することを目的とするものであることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある（条例第3条）。このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。また、条例第8条の規定の適用により不開示とされる情報であっても、なお公にすることに「公益上の必要性」があると認められる場合には、裁量的に開示ができることとされている（条例第10条）。

2 不開示情報の取扱い

- (1) 条例は、第8条で、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方に立っており、条例第10条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認

めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときの不開示情報の取扱いは、部分開示（条例第9条）の問題である。

- (2) 不開示情報と公務員の守秘義務との関係は、条例は、行政文書における不開示情報の範囲を定めているのに対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであり、両者はその趣旨及び目的を異にするものである。しかし、条例第8条各号に掲げる情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、本条各号に該当しないとして公開される情報は、守秘義務の対象である秘密には当たらないものである。

3 不開示情報の類型

条例第8条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号ただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。したがって、ある情報を開示する場合は、条例第8条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4 条例第8条各号の「公にすること」

条例第8条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。条例では、何人も、請求の理由及び利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。したがって、本条の各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示することによって生ずるおそれだけでなく、「公にすることにより」生ずるおそれがあるか否かを判断することとしている。

5 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第3 不開示情報

1 条例第8条第1号（個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

[条例の解釈]

- (1) 特定の個人を識別することができる情報（本文）

ア 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

イ 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。」の部分、「その他の記述等」の内容を明確にしたものであり、指紋、筆跡、ビデオの映像、録音テープの音声、モールス信号の音、手話の動作で表示される場合も含み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第2条第2項に規定される個人識別符号についても含まれる。

ウ 「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」ことから、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質、内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

エ 厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十分な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

オ 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当す

ると考えられる。

- (2) 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」 (ただし書イ)

ア 「法令の規定により」

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

イ 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

エ 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

- (3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」 (ただし書ロ)

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務である。不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財

産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（条例第10条）により図られる。

- (4) 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）

ア 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国、独立行政法人等及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官、県会議員等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

イ 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人等の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

なお、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

ウ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

エ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は

公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、公安委員会（警察）により作成され、又は公安委員会（警察）が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている公刊物に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

なお、「山梨県職員録」は一般に広く販売する目的で作成されているものではないので、これに職、氏名等が掲載されているとしても、「慣行として公にしている」とは解されない。

(5) 本人からの開示請求

条例は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイからハまで又は公益上の理由による裁量的開示（条例第10条）に該当しない限り、不開示となる。

[運用の基準・具体例]

(1) 警察職員の氏名の取扱い

山梨県警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、山梨県知事部局の範囲と同一基準としている。山梨県警察が保有する行政文書に記載されている警察庁及び都道府県警察（以下「他県警察等」という。）の職員の氏名については、当該他県警察等において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど条例第8条第4号に該当する場合は、不開示とする。

(2) 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）又は被害者の個人情報が発報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に発報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。「被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合」とは、次に掲げる場合等が考えられる。この

場合については、山梨県警察及び他県警察等が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

- a 警察白書等警察が発行する公刊物において被疑者の氏名等を記載している場合
- b 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合
- c 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

(イ) 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合については、山梨県警察及び他県警察等が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

- a 警察において県民からの情報提供を求めるため被害者の氏名を含めた事件の広報を継続している場合
- b 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(3) (2) (ア) 及び (イ) のただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

2 条例第8条第2号（法人等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

[条例の解釈]

- (1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」（本文）株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人、法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

- (2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」（ただし書）

本号のただし書は、第1号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害

等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

- (3) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」 (イ)

ア 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

イ 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の種類、性格には様々なものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (4) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」 (ロ)

ア 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

イ 「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

ウ 「公にしない」とは、条例に基づく開示請求に対して開示しないことのほか、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外

の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

エ 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りを意味し、当該法人等において公にしていけないことだけでは足りない。公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供及び当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

[運用の基準・具体例]

(1) 本号イ関係

ア 営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示とし、取引金融機関の口座、業者印、代表者印、検査印等は、本号イに該当し、不開示となる（領収書又は請求書等に記載された一般に公にされているものを除く。状況によっては、条例第8条第4号（犯罪の予防等に関する情報）が重疊的に適用される場合もあり得る。）。

イ 入札に関する文書（競争参加資格審査申請書、添付書類、有資格者名簿等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、本号イに該当し、不開示となる。また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、本号イに該当し、不開示となる。

(2) 本号ロ関係

警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、本号ロに該当し、不開示とする（状況によっては、条例第8条第4号（犯罪の予防等に関する情報）が重疊的に適用される場合もあり得る。）。

3 条例第8条第3号（法令等の規定又は法的拘束力のある指示に係る情報）に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (3) 法令の規定又は法的拘束力のある指示により、公にすることができないものとされている情報

[条例の解釈・運用]

(1) 「法令」

「法令」とは、法律、政令、省令等の国法と条例のほか、これら国法及び条例の規定により、不開示とすべき事項を委任されている規則等を含むものである。

(2) 「法令の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないものとされている情報」

「法令の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないものとされている情報」とは、法令の規定又は法的拘束力のある指示（以下「法令等」という。）により明らかに開示することができないと認められる情報のほか、法令等の趣旨、目的から開示することができないと認められる情報をいい、次のような情報をいう。

- (ア) 目的外使用が禁止されている情報
- (イ) 個別法により守秘義務の対象とされている情報
- (ウ) 手続の公開が禁止されている調停、仲裁等に関する情報
- (エ) その他法令等の趣旨及び目的から開示することができないと明らかに認められる情報

4 条例第8条第4号（犯罪の予防等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

[条例の解釈]

- (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見し、収集し、又は保全することをいう。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行及び補導処分の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

イ ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）以外の特別法により、捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）違反の調査等、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入、破壊を招くおそれがあるなど犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者、被告人の留置、勾留等に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第６号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

(2) 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理又は判断するのが適当であり、このような規定としているものである。

[運用の基準・具体例]

(1) 山梨県公安委員会及び山梨県警察の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防及び捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生ずるもの

ウ 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報

ク 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置又は勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、4の「条例の解釈」(1)イのとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)違反事件、道路交通法(昭和35年法律第105号)違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報及びこれらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

(3) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備(災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。)については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置を執るなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、不開示となる。これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究及び分析することにより、将来におけるテロ等

の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となる。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は他県警察等において広報された情報は、開示する。

5 条例第8条第5号（審議、検討等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより卒直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

[条例の解釈]

- (1) 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関（国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指す。）、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ、決裁を前提とした説明及び検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議及び検討等、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

- (2) 「卒直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、「卒直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第4号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが「卒直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされ

ることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「国民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

(4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期の情報、事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、(3)と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

(5) 「不当に」

(3)及び(4)の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

(6) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が公になると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データで特定の事実を記録した情報があつた場合、当該情報が専門的な検討を経た調査データの客観的及び科学的事実並びにこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

6 条例第8条第6号（事務、事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

[条例の解釈]

(1) 本号の趣旨

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の機関が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

- (2) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」 (第6号本文)

ア 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な例を挙げたものである。これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定又は趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を比較衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

- (3) 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」 (第6号イ)

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

イ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価及び判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

- (4) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（第6号ロ）

ア 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

- イ 「国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

- (5) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（第6号ハ）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること。）の成果については、

社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。調査研究に係る事務に関する情報の中には、次のようなものがあり、このような情報は不開示とする必要がある。

- (ア) 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (イ) 試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫及び研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
- (6) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第6号ニ)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- (7) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(第6号ホ)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第2号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は第2号の法人等とでは当然異なり、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

[運用の基準・具体例]

本号に該当する代表的な情報の例は、(3)から(7)までに記載されているとおりであるが、警察において特記すべきものとしては、次のものがある。

- (1) 試験問題

警察学校における試験問題、各種専科における試験問題、昇任試験問題等につ

いては、実施前は不開示とする。実施後も、短答択一式問題については、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生ずるおそれがあることから、不開示とする（試験問題の内容によっては、条例第8条第4号（犯罪の予防等に関する情報）に該当する場合もある。）。

(2) 検定の実施基準

警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく警備員等の検定及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し、不開示となる。

第4 部分開示

[条例の定め]

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

[条例の解釈]

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

(1) 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、条例第8条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、条例第8条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することを意味する。例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難で

ある。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

なお、部分開示の作業に多くの時間と労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合等では、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

イ 本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本法の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

イ 「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

- (1) 「開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

ア 第1項の規定は、行政文書に記録されている情報のうち、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、一まとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲の捉え方を異にするものである。このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第8条第1号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

- (2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文等、個人の人格と密接に関連する情報、個人の未公表の研究論文など開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに関し、部分開示の規定を適用することとしている。

- (3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第8条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

なお、個人を識別することができる要素は、条例第8条第1号イからハまでのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第5 行政文書の存否に関する情報についての基準

[条例の定め]

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

[条例の解釈]

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、行政文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。実施機関は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（条例第12条参照）。したがって、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として行政文書の存在が前提となる。しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第8条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第8条各号の不開示情報の類型全てについて生じ得ると考えられる。具体的には、次のような例が考えられる。

ア 特定の個人の前科及び前歴に関する情報（第1号）

イ 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）

ウ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）

エ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）

オ 公にされていない捜査手法及び装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生ずるおそれがある場合（第4号）

カ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）

キ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

2 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、山梨県行政手続条例（平成7年山梨県条例第46号）に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

第6 代表的な文書類型ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示する。ただし、記載内容中に条例第8条各号に掲げる不開示情報がある場合は、当該情報は不開示となり、次のような例が考えられる。

ア 捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第8条第4号）

イ 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言者の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第8条第4号）

ウ 発言者の発言内容又は氏名を公にすることによって、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合における当該発言内容又は氏名（条例第8条第5号）

2 会計支出文書

(1) 共通事項

ア 警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、本審査基準第2及び第3（条例第8条第1号関係）によるほか、次による。

a 職員の氏名、住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる

情報は、不開示となる。ただし、慣行として公にされる職員の氏名（本審査基準第3の1（4）参照）は、開示する。

- b 支出の相手方たる債主ごとに付される番号（債権債務者コード及び債主コード）は、当該職員に付された固有の番号であるので、個人を識別させ得るものとして不開示となる。

イ 警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準第3の2（条例第8条第2号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又は当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第8条第4号（犯罪の予防等に関する情報）に該当し、不開示となる。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

- a 山梨県警察本部庁舎、警察署庁舎等に入出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることが適当でないと認められるもの
- b 特殊な装備の納入業者

(2) 旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第8条第4号）がないと認められるものは、開示する。ただし、条例第8条第1項（個人に関する情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・不開示を検討するに際しては、個々の旅行の目的、実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を生ずるおそれの有無によって判断しなければならない。

(3) 捜査費（国費・県費）

ア 個別の執行に係るもの

捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるなど捜査活動に支障を生ずるおそれがあることから、原則として全て（職員の氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）不開示となる。

イ 捜査費の支出額に係るもの

- (ア) 年度別の所属別支出額については、原則として開示する。
- (イ) 月別の所属別支出額については、その月別支出額の増減等から各所属の月別の捜査活動の活発さの把握が可能となり、犯罪捜査活動等個別の警察活動に支障を生じるおそれがあることから、当該月の終了後3年間を経

過したものは開示する。

(4) 食糧費

ア 食糧費の支出に関する文書については、原則として開示する。ただし、個人に関する情報（職員の氏名、懇談会の相手方等）及び法人等に関する情報（一般に公にされていない取引金融機関情報等）は、不開示とする。

イ アの例外として、警察活動に伴う食糧費の支出に関する文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分是不開示となる。

3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

山梨県警察の職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分をつくなどの対抗措置を講ずることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、不開示となる。

4 他県警察等から取得した犯罪等の事件に関する通報書等（いわゆる事件通報、協議書等）

(1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する通報書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生ずることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として不開示となる。

なお、開示請求の態様によっては、行政文書の存否に関する情報となる（第5の1（5）参照）。

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する通報書

ア 個人情報について

本審査基準第3の1（条例第8条第1号（個人に関する情報）関係）に従って対応する。

イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生ずるおそれがある場合等、条例第8条各号の不開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

不開示事由のうち、条例第8条第4号（犯罪の予防等に関する情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

- a 犯行の内容のうち、未だ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

- b 公にすることにより公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係
- c いまだ公にされていない捜査手法であって、開示すると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置を執られるおそれがあるもの
- d 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制、人数、捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走、証拠隠滅等のおそれがあるもの又は捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対応措置を執るおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。

5 「訴訟に関する書類」について

(1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述調書等の捜査書類については、条例第4条により、「刑事訴訟に関する書類及び押収物」については、条例の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度に委ねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「刑事訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致又は送付を行っていない書類についても、いずれは送致等され、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外であると考える。